

奈良県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定された次の施設について、廃止した旨宇陀市選挙管理委員会から報告があつた。

令和六年三月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

名 称	所 在 地
桐山集会所	宇陀市大宇陀守道
宇陀市人権交流センター	宇陀市菟田野古市場 1 4 0 1
駒帰地区集落集会所	宇陀市菟田野駒帰 1 8 5 - 5
山辺三公民館	宇陀市榛原山辺三 1 2 3 4
戒場公民館	宇陀市榛原戒場 1 6 4
駅前公民館	宇陀市榛原萩原 2 8 4 2 - 2
雨師公民館	宇陀市榛原雨師 2 0 0、2 0 1
石田公民館	宇陀市榛原石田 6 0 5 ~ 6 0 7
萩乃里公民館	宇陀市榛原萩乃里 1 6 8
菟田川公民館	宇陀市榛原萩原 2 2 1 5 - 5
ひのき坂公民館	宇陀市榛原ひのき坂